

|      |                           |
|------|---------------------------|
| タイトル | 用字法と書写意識：平仮名本と片仮名本の比較を通して |
| 著者   | 徳永，良次                     |
| 引用   | 北海学園大学人文論集，5：A29-A47      |
| 発行日  | 1995-10-31                |

# 用字法と書写意識

——平仮名本と片仮名本の比較を通して——

徳 永 良 次

## 一

平安時代から鎌倉時代にかけての表記・用字法に関する研究は、(1)資料となる文献が、和歌の古筆切・仮名消息・散文の断簡・絵巻の詞書等が現存しているのみで、まとまった分量を有する資料は数えるほどしか残されていない。(2)研究方法・分析手法に明確に定式化されたものがなく、ある一つの方法が、他の資料にただちに応用できるかどうか微妙である、といった点から、文法・音韻の分野と比較して大きく遅れているのが現状である。

それでも、漢字と仮名に関する研究の分野では、小林芳規博士の一連の研究によって、

①平安時代の平仮名文は漢字を交える様式が一般的であった。

②その漢字とは、当時の日本語では仮名で表記しにくい字音語が中心であった。

③院政期には、字数を節約するという経済的な理由から「基本語」(人・山・思 等の普通名詞・一般的な動詞)の漢字表記も増加していった。

などの点が明らかにされた。<sup>(1)</sup>小林芳規博士の研究方法は、文献にみられる全ての用例を対象として、ある基準にしたがって分類し、結果的にそれらの漢字がどのような性質を持つものかを調査したものである。このような研究方法は、かなり一般的な分析手法であると認められて、以後多くの表記に関する研究は、小林芳規博士の研究に影響を受けている。

たとえば、檜田良照氏は小林芳規博士の研究を基盤に、院政・鎌倉時代の平仮名文献を網羅的に調査し、前出の③の指摘を「表

「記率」(特定の語÷漢字表記された語)という方法で平仮名文中の漢字の表記に時代的な変遷があることを論じた。<sup>(2)</sup>

このような全体を視野にいたれた研究は、調査した資料の等質性・書写人物の背景・社会的カテゴリークラスなどと密接に関わってくるので、その見極めが非常に問題となる。榎田良照氏は、一連の論文で、院政・鎌倉時代の平仮名文を扱ったが、仮名消息と藤原定家筆の『更級日記』をほぼ等質の資料であるとみて歴史的な漢字表記の変遷を報告しているが、定家自筆本は同時代の文献とは様相が異なっていることは明らかである。

これに対し、小松英雄博士は、定家本には「証本」作成のためにあらゆる努力が払われていることを具体的な用例を挙げて証明している。<sup>(3)</sup> 定家の「努力」とは、隣接する語、または文字列の字母を変更したり、一方を漢字書きすることによって、誤読や誤写を未然に防止することであった、というのである。

小松英雄博士の姿勢は、資料に記された用例を統一的に扱うのではなく、文献を書写した人物の意識を考慮したものである。採取した用例をもう一度文脈の中に戻して、「これが仮名で書かれていたとしたら如何なる読み誤りの可能性があるだろうか」ということを検討した上で、そこに漢字が選ばれた理由を探るのである。伊坂淳一氏、および名倉隆雄氏も、藤原俊成自筆本

『廣田社歌合』を同様の方法を用いて分析し、定家本にみられるような書き分けがあることを論じ、定家が行った表記法の一部はすでに父である俊成によって実行されていたことを明らかにしている。<sup>(1)</sup>

資料に見出される用例を一面的に扱うのではなく、文脈の中に還元して、一つ一つを慎重に吟味し検討する方法は確かに画期的なことであった。しかしながら、このような分析方法は出自の明確な資料にしか適用できないのではないかと考えられる。小松英雄博士・伊坂淳一氏の取り上げた資料は、いずれも当代随一の学者の手になるものであつて、「証本」作成のために工夫を施されたものであることは疑いない。小松英雄博士の提唱するような分析手法は、同時代のあらゆる文献に適用できるというものではないと考えられるのである。

例えば、小松英雄博士は定家本以外の例として、『古今和歌集』高野切の和歌本文の中に、唯一漢字で「花」と表記されている例を取り上げ、「はな」と記すべき部分で行末にさしかかっていることを述べ、それが仮名書きされた場合に「は+な」と読み誤る恐れがあるために漢字が使用されたと論じている。この発見は以前に指摘されたことがなく、大いに評価すべき事であるが、これをもって、平安時代から定家の生きた鎌倉時代に至る

あらゆる文献で——少なくとも古今和歌集の伝本には——書き分けが見られると言うのは誤りである。現存する古今和歌集の古写本の中には「はな（花）」が「は」で改行されてしまうというような例はいくらでも見いだされるからである。

## 二

一で述べてきたように、従来の研究方法は、両者とも長所が存在する反面、短所も含んでいる。どちらの側にも欠点が存在するのである。そこで、今回は、その欠点を少しでも突破するために、さもなくば、改善の方向へと向かうように、別の観点から表記の問題を考察してみたいと思うのである。そのために、本稿では、選択された文字が表記の上にどのような影響を与えるかについて考えてみることにする。

平仮名と片仮名は、ともに万葉仮名から出発していることは共通であるが、時代が下るにつれ、両者はその使用される場面を分化させていった、というのが定説となっている。一般に平仮名は、和文を記すことを目的とした書記用言語であり、『源氏物語』・『土左日記』・『古今和歌集』といったいわゆる平安時代の文学作品の多くが平仮名文と呼ばれる分類にはいる。また、

築島裕博士が指摘されているように<sup>(5)</sup>、平仮名には消息を記すような実用的な側面も持っていたと考えられる。これに対し、片仮名は、漢文に読みを注記したり送り仮名を行間に記すために発達した書記用言語で、古くは訓点を施すために用いられ、後世、音義・辞書、説話や仏典・漢籍の注釈書、講義の聞書等に多く使用されたものである。この二種類の書記用言語は、訓点の世界では共に同一の万葉仮名から出発したこともあって、時代の古い訓点資料には混用されていた時期もあったことは、早くから大矢透博士が指摘している。さらに時代が下ると、平仮名と片仮名の区別（棲みわけ）は顕著になり、同一文献中に両者を混在させることがなくなることは、関戸本古今和歌集中の和歌を例にあげて春日政治博士が論じている<sup>(6)</sup>。

この平仮名と片仮名という位相の異なった二種類の書記用言語が、同一作品を書写する場合、どのような違いとなって表れてくるのかを、次に具体的に資料を検討してみることとする。

## 三

同一作品が、異なった文字を使用して書写されている資料にはいくつかあるが、有名なのは、『三宝絵詞』や『古今和歌集』、

それに『往生要集』や『法華経』などがある。この内、『三宝絵詞』と『古今和歌集』は、祖本の表記様式が平仮名文であったと推定されており、特に『古今和歌集』においては定説を見ている。『三宝絵詞』については、原姿が、漢文(変体漢文)説、平仮名文説など定説を見るに至っていない。『往生要集』や『法華経』は、明らかに漢文が元の姿である。そこで、本稿では祖本の表記が明らかな『古今和歌集』について、その平仮名本と片仮名本において、表記様式を比較して見ようと思う。

『古今和歌集』は、成立当時の様相は、殆ど平仮名であって、地名・人名・官職等のうち、三内撥音・入声音など当時の日本語で表記できない字音語に漢字が使用されていたというのが学界の定説となっている。<sup>(1)</sup>しかし、時代が下るにつれて「山・人・心・思」などの基本語にも漢字が使用されるようになった。これは、平仮名で書くと「やま・ひと・こころ・おもふ」となり、漢字で書くよりも多くのスペースを使うという経済的要因や、基本語の語彙そのものとそれを示す漢字の結び付きがほぼ一定してきたためと考えられている。さらに、前述したように仮名で書くことによる「よむがわ」の読み誤りを防ぐという意図のあったことが指摘されるようになった。

『古今和歌集』には、すべて片仮名で記された写本が、いくつ

か現存している。久曾神昇博士などの先行研究によって知られる伝本を示すと以下の通りである。

#### ① 清輔本系統寛親本

寛親本は、近世の写本であるが、その奥書には清輔本を忠実に書写したことが記されている。清輔と寛親の奥書を次に示す。(『古今和歌集成立論』より)

以故若州自筆本一書写也。表紙文、彼人所被書也。又所考入之歌等、以同前。此中延喜御本之説、号讚岐入道本、是也。但於上下考物等者、管見之所及自以記付之。

号御本ハ新院御本也。重校御本了。朱筆件本説也。序注御本有。疑御本様、転転間自有僻事歟。件御本、以貫之妹自筆本一書(写)古今也。正本在冷泉院左府。閑院春宮大夫伝之。

陽明門院御本説、間々注付之。大略不違此本。件本、貫之自筆、延喜御本。伝有陽明(門)院、後給顯綱入道。転々於公信朝臣許焼失了。通宗称讚岐入道本此本也。件本説以墨筆消本文字ノ中ヲヒトセリ、在合

点一

通宗本以三小野皇后宮御本一書写。文字仕等、貫之本ニ一字不<sub>レ</sub>違<sub>レ</sub>之写。此事又以同<sub>レ</sub>前。

右片仮字古今和歌集下の巻は、藤原清輔朝臣の真蹟にして、洛の鴨の季鷹翁の珍藏也。仮借し給ひて臣寛親をして摹写せしめ給ふ。天保二年卯の仲秋功畢ぬ。古代の杉原やうの紙の反古の裏にかきたる也。所々片紙にて、故紙の文字顯れたる所は、その反古の文字のまゝを摹し、表へ透たる所は淡墨もて、其さまを摹したれば、いさゝかも真に違ふ事なし。巻中普通の本に異同多し。実に千歳の珍宝といふべきものなり。上巻かけて存せず、惜いかな。

榎本寛親

本奥書の方は、平仮名本の清輔筆とされている諸本とほぼ同じ体裁の奥書であり、この片仮名本が清輔自筆本の転写本ではないにしても、清輔となんらかの関係があることは奥書の類似点からも考えられることではある。

## ② 同曼殊院藏本

近年、汲古書院より「曼殊院藏古今伝授資料 第一巻」に複製公刊され、始めてその実態を知ることができるようになった。同書の浅見緑氏の解題によると本書の体裁等は以下の通り。<sup>(8)</sup>

装丁 列帖装。

表紙 茶色。縦約二二・五センチ、横約一五・五センチ。

丁数 全九三丁、第一三丁白紙、第二六丁ウ白紙、第三九丁ウ

白紙、第四五丁ウ白紙、第五九丁白紙、第七八丁白紙、

第八三丁ウ白紙。

外題 表紙左上に墨で打付書。「片仮名古今」

内題 「古今和歌集巻第一 春歌上」「古今和歌集巻第二 春歌

下」「古今和歌集巻第三 夏哥<sup>(朱)</sup>」「古今和歌集巻第四 秋哥<sup>(朱)</sup>

上」「古今和歌集巻第五 秋哥下<sup>(朱)</sup>」「古今和歌集巻第六 冬

哥」「古今和歌集巻第七 賀歌」「古今和歌集巻第八 別

離歌」

識語 なし。

内容 清輔本古今和歌集の一本。仮名序および巻一春上から巻八別離までの本文に傍書・頭書・脚書がある。巻九以下を欠く残欠本。識語がなく、清輔本のいずれの系統本と

も判定し難いが、従来知られているものに比べて独自の内容をもつ。墨付一丁表(五頁)に「十」(右上)「主早河」(右下)、墨付一丁裏(六頁)に「墨付八十七枚」(右上)と墨書がある。傍書・頭書・脚書の中には、現在知られている清輔本の中に存在しないものもある。他の清輔本と同様朱による書込などが多くある(朱書一覽参照——本稿では省略)。声点はない。

### ③ 同天理図書館蔵本

本書も、寛親本と同様清輔本系統と考えられる片仮名本である。①の研究による奥書は次の通り。

「号「御本」ハ新院御本也。朱筆、件御本説也。」(朱)  
 仮名序ノ句切事并声、歌ノ声、奥真名序等者、以他本説「書」  
 写之。

本書は、卷十二以降の零本であるが、右の奥書や清輔本系統の特徴である異本歌の存在などから寛親本との共通点が多い。このうち、複製や翻刻で見ることのできるのは①と②だけで、③の天理図書館蔵本は未見である。機会をえて調査してみたい

と想っている。

さて、右にあげた片仮名本と平仮名本とで、片仮名と平仮名という、表記する文字の選択が、表記そのものにどのような影響を与えているかについて、以下検討してみたい。その場合、『古今和歌集』古写本の平仮名本の全てと比較して見ることになるが、表記、特に漢字表記の点で考えるとき、殆ど漢字の使われていない「高野切」などは、除外するのが一般的であろう。そのほかの、いわゆる基本語に漢字表記されている例の多くみられる、定家本・民部切・清輔本・関戸本・元永本などの古写本と比較するのが適当であろう。特に、先行研究によって同系統であるとされる平仮名清輔本と比較することは重要な意味を持つ。

まず、①の寛親本と平仮名本の和歌の部分と比較してみると、両者共に「ひと・やま・おもふ」などは、それぞれ「人・山・思」と漢字表記されている。しかし、寛親本は「人」以外はほとんどが片仮名書きであって、ごく希に「山・思」が漢字で表記されているに過ぎない。むしろ、平仮名本の中の元永本などの方が、右のような語を漢字表記する場合が多い。和歌の部分に関する限り、片仮名本と平仮名本には顕著な違いはみられないといえる。

次に字音語の表記についてみると、寛親本は漢字表記である場合が多い。平仮名本の方も多くは漢字表記であるが、「諒闇・国忌・竜門」などを「らうあむ（本阿彌切）・こき（清輔本、本阿彌切、右衛門切）・りうも（清輔本など）」と仮名表記した例も見られるのは対照的である。寛親本で仮名書きになっっているのは、兼芸法師（ケムケイ法師）、承均法師（ソウクウ法師）、神退法師（神タイ法師）などの人名、比叡（ヒエ）などの地名、判官（ハウ官）の官職名、それに、サ変動詞「ご覧ず」（コラムシケルニ）などである。これらも、寛親本独自の表記ではなく、右の用例はすべて平仮名本に仮名書きの例がみられるものばかりである。全体を通してみても、寛親本は、和語に漢字を交えることが少ないことや、字音語は漢字表記を原則とするなど、相対的に書写年代の古い平仮名の古写本に近い特徴を有していると考えられる。本稿の目的は、全数調査や表記率といった統計調査にあるわけではないので、とりあえず右に述べたような傾向があることだけを一言しておくにとどめる。②の曼殊院本も、現存している部分が寛親本とまったく異なっているが、状況は同じであり、漢字表記の様相は、むしろ平仮名の清輔本（尊経閣蔵本）により近いようである。

それでは、片仮名本と平仮名本には、この他に表記の面で大

きな違いはないのであろうか。片仮名本にあって平仮名本にみられないような表記、またはその逆に、平仮名本にあって片仮名本にないという表記は存在するであろうか。あるとしたら、それはどのような語で、いかなる要因で使用（表記）されたのかについて調査し検討してみたい。

#### 四

前章において簡単にみたように、片仮名本と平仮名本の表記を比較してみると、平仮名本だけに特徴的な表記というのはいまみられなかった。『古今和歌集』という作品がもとと平仮名で書記されたものが本来の姿であり、片仮名本は平仮名本を元にして書き写されたものと考えればむしろ当然といえる。

では逆に、片仮名本だけにみられるような表記上の特徴はみられるであろうか。現在調査がおよんでいる資料の範囲ではあるが、片仮名で書記したことによると考えられる表記上の特徴が「ツカハス」という語にみられるので、この語について以下検討してみることとする。

「ツカハス」という語は、『古今和歌集』はもちろん、上代の『万葉集』に始まり、『伊勢物語』や『源氏物語』など多くのい



わゆる平仮名文学作品には、豊富に用例をみつけることができる一般的な語である。

また、訓点資料にも、例えば高山寺蔵『古往来<sup>(9)</sup>』に

○先遣<sup>ツカハンテワタクノ</sup>私使<sup>ニ</sup>令尋 (70行)

○借遣<sup>リニツカハンテハンヘリシカハ</sup>侍者 (142行)

とあるのを始め、醍醐寺蔵『遊仙窟』や倭點法華経などに「遣」の字に「ツカハス」ないしはその活用語尾を付訓した例がある。さらに、古辞書をみると、『色葉字類抄』(黒川本)、観智院本『類聚名義抄』などにも、漢字と訓の対応関係をみることができる。

片仮名交じり文には、観智院本『三宝絵詞』に

○使遣<sup>ハンテ</sup>池<sup>ヲ</sup>令見<sup>メ</sup>給<sup>テ</sup> 上21才8

○使遣<sup>テ</sup>令云<sup>ム</sup> 上33ウ7

など数例を拾うことができるほか、中巻以下には、

○寺ニツカハシテ堂塔ヲコホチ 中7ウ6

○経ヲトリニツカハス 中11才3

などのように、仮名書きの例もみることができる。他にも、『今昔物語集』や中山法華経寺蔵『三教指帰注』、法隆寺蔵『法華修法百座聞書抄』など多くの例を拾うことができ、「ツカハス」という語自体は極めて一般的な語であったことが知られる。

この「ツカハス」が、片仮名本と平仮名本ではどのように表記されているかを示すと次のようになる。始めに寛親本の用例を示す。寛親本の用例の左には、同じ部分の平仮名本の用例を示し、その古写本の名称を掲げる。

476 詞書 ヨミテツカハシケル

よみてつかはしける 定家本・清輔本

よむてつかはしける 民部切・天理本

478 詞書 タツネテツカハシケル

たつねてつかはしける 定家本・民部切  
たつねてつかはせりける 元永本・清輔本

479 詞書 ヨミテ遣シケル

よみてつかはしける 定家本・民部切・  
元永本・清輔本

556 詞書 小野小町カモトニ遣シケル

小野小町か許につかはしける 定家本  
をのゝ小町かもとにつかはしける 民部切  
小野小町かもとにつかはしける 元永本

このように最初の二例が、寛親本においても仮名書きされているが、その後は寛親本のみ漢字が用いられているのである。寛親本においては仮名書きされている方がむしろ希であつて、上にあげた479の和歌の詞書以降は、588の詞書に片仮名書きの例があるだけで、以後すべて「遣」と漢字表記されているのである。以下、寛親本の用例と所在のみを示す。なお、本文の語句

の違いにより流布本などと合致しないこともある。

|        |            |        |          |
|--------|------------|--------|----------|
| 917 詞書 | ヨミテ遣シケル    | 588 詞書 | 人ニツカハシケル |
| 914 詞書 | ヨミテ遣シケル    | 589 詞書 | ヨミテ遣シケル  |
| 870 詞書 | 遣トテヨミテ遣シケル | 616 詞書 | ヨミテ遣シケル  |
| 859 詞書 | 人ノモトニ遣シケル  | 617 詞書 | ヨミテ遣シケル  |
| 844 詞書 | 訪ニ遣ハセリケレハ  | 644 詞書 | ヨミテ遣シケル  |
| 837 詞書 | 訪ニ遣トテヨメル   | 705 詞書 | ヨミテ遣シケル  |
| 833 詞書 | ヨミテ後家ニ遣シケル | 706 詞書 | ヨミテ遣シケル  |
| 790 詞書 | ヨミテ遣シケル    | 780 詞書 | ヨミテ遣シケル  |
| 789 詞書 | ヨミテ遣シケル    | 784 詞書 | ヨミテ遣シケル  |
| 780 詞書 | ヨミテ遣シケル    | 790 詞書 | ヨミテ遣シケル  |

- 937 詞書 人ニ遣ハセリケル  
 956 詞書 ホウシノモトヘ遣シケル  
 962 詞書 人ニ遣シケル  
 963 詞書 ヨミテ遣シケル  
 969 詞書 ヨミテ遣シケル  
 973 左注 人ニ遣ハセリケルトナムイヘル  
 976 詞書 ヨミテ遣シケル  
 980 詞書 人ニ遣シケル  
 991 詞書 カヘリマウテキテ遣ケル  
 992 詞書 ワカレテノチニ遣シケル  
 1021 詞書 トナリヘ遣シケル

以上、寛親本には三十三例の「ツカハス」の語を拾うことができるが、そのうち三例だけが仮名書きで、後はすべて漢字表記されているのである。

寛親本は、寛親の奥書からも推測できるが、元永本古今和歌集などと同様に、上下二巻で構成されていたと考えられるので、現存する寛親本の最初の部分のみが片仮名で「ツカハス」を書き、以後ほとんど漢字表記しているということは非常に示唆的である。平仮名本『古今和歌集』のいかなる系統の古写本を見

ても「つかはす」を漢字表記した例がない。  
 次に、②の曼殊院本の『古今和歌集』について同様に調査した結果を示す。

- 78 詞書 ヨミテツカハシケル  
 115 詞書 ヨムテツカハシケル  
 133 詞書 ヒトニツカハシケル  
 240 詞書 ヒトニツカハシケル  
 370 詞書 ヨミテツカハシケル  
 373 詞書 ヨミテ遣ケル  
 375 左注 ヨミテ遣ケル  
 376 詞書 ヨミテ遣ケル  
 380 詞書 ヨミテツカハシケル  
 383 詞書 ヨミテツカハシケル

曼殊院本では、十例の内連続した三例だけが漢字表記され、他は仮名書きであった。三例の漢字表記された「遣」字の読みが「ツカハス」であることは、仮名書きされた他の古写本が例外なく「つかはす」であることから、疑いのないところである。なぜ、①②の両本に「遣」の漢字が使用されたのであろうか。

先行研究によって示された通り、「ツカハス」と仮名書きするよりも「遣」と漢字表記した方が経済的であるからであろうか。確かに、「遣」の字は一般に画数が少なく草体化した「𨔵」と書くのが普通で、事実、曼殊院本ではそのように書かれている。しかし、それではなぜ平仮名本の『古今和歌集』に「遣」字を使用した例が全くみられないのかを説明できない。特に、漢字を多く使用している元永本や同系統とされる筋切などにも、「遣」を使用した例がみられないのである。これは『古今和歌集』だけみていては説明がつかないであろう。

## 五

先にみた「ツカハス」について、片仮名本の『古今和歌集』以外の片仮名交り文ではどのように表記されているかを検討してみたい。

片仮名交り文といっても、すべての資料が等質ではなく、およそ次の三種類に分類できる。

- 1 「ツカハス」をすべて漢字表記している資料
- 2 漢字表記と仮名書きの両方がみられる資料

### 3 仮名書きのみで表記されている資料

1の代表的な資料としては『今昔物語集』があげられる。大系本から用例をあげる。

○婆羅門ノ許ニ使ヲ遣テ宣ハク（巻第一第三話）

『今昔物語集』には「ツカハス」を仮名書きした例はみられない。

また、3に属する資料としては、『法華修法百座聞書抄』がある。その中に「ツカハス」は三例あるが、すべて片仮名書きである。他には宮内庁書陵部蔵『宝物集』などがある。

これらの点については先行研究において、1のような表記様式の資料が漢文訓読を出自とするのに対して、3を平仮名文の表記様式を有しているためであるといわれている。<sup>(10)</sup>

片仮名本『古今和歌集』のように、漢字表記と仮名書きの両用がみられる2に属する資料としては、観智院本『三宝絵詞』や『三教指帰注』などがあるが、後者はわずか二例しかみられないので表記の要因を求めることは難しい。

そこで、本章では観智院本『三宝絵詞』における「ツカハス」

の表記例について詳しく検討してみたい。その理由として、漢字表記と仮名書きの両方ともに比較的多くの用例が得られること、また、『古今和歌集』と同じように、片仮名本と平仮名本の両方の古写本が現存しており比較することができ、などの利点があげられる。

『三宝絵詞』は、従来の研究によって、正式な書名は『三宝絵詞』ではなく、『三宝絵』であろうと推定されているが、本稿では、複製本の採用している書名を尊重する。つまり、平仮名本の名古屋市立博物館蔵本は『三宝絵』、片仮名本の東寺観智院本は『三宝絵詞』と表記する。一般的な意味での『三宝絵』、あるいは、推定される原本について述べるときには『三宝絵』とする。

『三宝絵』については、原本の推定が非常に困難な状況にあるが、平仮名本が原本の姿であり、現存諸本の内では、名古屋市立博物館蔵『三宝絵』が最も原本に近いという説もある。さらに、現在では平仮名本・片仮名本ともに内部の表記の検討がなされている。安田尚道氏によると、『三宝絵』東大寺切は、最も原本に近い表記形式であるとし、その中でも外国の地名・人名は仮名表記する傾向があり、日本国内の地名・人名は漢字で表記されていることを指摘している。<sup>(11)</sup>この他、仏教語などの字音

語を除いた訓読される漢字の字種を調査し、「平安時代の他の平仮名散文資料との比較に当たっては、この種の漢字を材料とすべきであろう」とする。

観智院本『三宝絵詞』は、上巻がほぼ完全な片仮名宣命書きであって自立語は漢字書きされている。これに対し、中・下巻は自立語も仮名書きされる場合がみられ、漢字片仮名交り文である。同一の文献に様相の異なった表記形式を有していることについて、春日政治博士は次のような推定を行った。<sup>(12)</sup>

さて東寺本の表記様式は上巻が正しい片仮名宣命体であつて、中・下巻に至れば漸次崩れて来て、只漢字の次の助詞を小記するに止まるやうになつてゐる。これは片仮名交り文の推移をよく表してゐるものであつて、同一書の中にかゝる変化を見るのは要するに其の内容に起因するものである。——略——(上巻は)すべて仏典を原拠とする説話であることは、各説話の終に其の出自が記されている如くであつて、——略——かゝる内容の文が正しい片仮名宣命体になるのは自然である。

さらに、中・下巻にいくにしたがつて、日本の古書(日本霊異

詞）・仏会供養をしるしたために自由な表記が可能となり、漢字を交える率が低くなっていたとしている。つまり、その内容によつて漢字を交える度合が変化しているとするのである。

しかしながら、高山寺において発見された「三宝絵」詞章（一帖 高山寺聖教類第四部第八七函二四号）は、小林芳規博士の報告によると、「内容は、観智院本と比べると巻下の七月、「孟蘭盆 加自恣」の全文に当たって、表記様式は「片仮名宣命体」となっている<sup>(13)</sup>。確かに、高山寺本の原本は片仮名宣命体であり、自立語はすべて漢字書きされているのである。これは、事実として明らかに春日政治博士の主張と矛盾する点である。やはり、小林芳規博士・安田尚道氏が指摘するように、観智院本『三宝絵詞』の直接の祖本の段階で既に上巻は片仮名宣命体、中・下巻は漢字片仮名交り文であったとするのが妥当であると思われる。

観智院本『三宝絵詞』には、「ツカハス」について次に示すような用例がみられる。

|                                                                                |          |
|--------------------------------------------------------------------------------|----------|
| 使 <sup>ヲ</sup> 遣 <sup>ハシテ</sup> 池 <sup>ヲ</sup> 令 <sup>メ</sup> 見 <sup>給</sup> テ | 上 21 才 8 |
| 使 <sup>ヲ</sup> 遣 <sup>テ</sup> 令 <sup>云</sup> ム                                 | 上 33 ウ 7 |
| 山 <sup>ニ</sup> 被 <sup>遣</sup> ト <sup>ハ</sup> 宣 <sup>ヘ</sup> ハ                  | 上 34 才 6 |

使<sup>ヲ</sup>遣<sup>テ</sup>太子<sup>ヲ</sup>呼<sup>ヒ</sup>給<sup>フ</sup> 上 40 ウ 1  
我<sup>カ</sup>子<sup>ノ</sup>死<sup>ヌル</sup>所<sup>ニ</sup>遣<sup>ハセ</sup> 上 45 ウ 9

寺<sup>ニ</sup>ツカハシテ堂塔ヲコホチ 中 7 ウ 6

経ヲトリニツカハス 中 11 才 3

伊豆嶋ヘナカシツカハセハ 中 17 才 4

金剛密迹ヲツカハシテヲハシメタマフニ 下 18 才 2

使ヲツカハシテタツ子シメ給ニ 下 27 才 6

国々ニ下遣シテ 下 52 才 3

即国々ニワカチツカハシツ 下 74 ウ 4

現存する観智院本『三宝絵詞』における「ツカハス」の表記の分布は、上・中・下巻の表記様式と極めて良く一致している。前述の通り、上巻は自立語を漢字表記するのが原則である。それに対して、中・下巻はしばしば自立語も仮名書きされるのである。「ツカハス」も例外ではなく、上巻ではすべて漢字表記され、中・下巻においては下巻の一例を除いてすべて仮名書きである。

つまり、先にあげた片仮名交り文の分類に従えば、観智院本

『三宝絵詞』の上巻は『今昔物語集』などと同様、1のグループに属し、中・下巻は相対的に3に近い表記様式を有すると考えられる。右の用例に対応する平仮名書きの『三宝絵』はほとんど現存していないので、比較することは困難であるが、

○わかこのしぬらんとくろにつかはせ (三宝絵集成による)

我カ子ノ死スル所ニ遣ハセ

観智院本 上45ウ9

のように、平仮名本は仮名書きである。その他対応する『三宝絵』のいずれの部分にも平仮名本において「つかはす」を漢字表記する例はみられない。それに加えて、平仮名書きの資料として用例が多く、和歌などの和文に比べて訓読調の強い足利本『仮名書き法華経』にも、本行に「つかはす」を漢字表記した例をみない。

要するに、「ツカハス」という語が漢字で表記されるかどうかは、書記する文字が片仮名であるか平仮名であるかに強く影響されるのではないかと考えられるのである。選択された文字が片仮名であれば必ず漢字表記されるわけではなく、より漢字表記される可能性が高いといえ、逆に平仮名が選択された場合、絶対に漢字表記されないのである。

## 六

以上のことから、片仮名本の寛親本は、片仮名に書き改めた際に表記様式も漢字片仮名交り文の影響を受けていると考えられる。その漢字片仮名交り文とは、漢文訓読調の強い説話や法談聞書の類であると想像され、表記様式は自立語は基本的には漢字表記されることが原則であった、院政期の漢字片仮名交り文のようなものではないかと考えられる。あるいは、高山寺蔵本『古往来』のようないわゆる「記録」文の影響もあるかも知れない。なぜ、「ツカハス」だけが寛親本に漢字表記されるようになったかについては、今のところ確実なことはいえない。ただし、推論の域をでないが、次の点は指摘できる。

(1) 現存する寛親本の、最初の二例が仮名表記で、後はほとんど漢字表記されていることは、平仮名本を片仮名に転写する際の「片仮名本に書き改める」という文体の性格を意識する作用が次第に強く働いたと考えられる。足利本『仮名書き法華経』に漢字表記した例をみることができない事実、それを裏付ける傍証となろう。

(2) 『法華修法百座聞書抄』の「ツカハス」が三例とも片仮名書きであったという事実は、法隆寺本の親本である『法華修法

『百座聞書抄』が平仮名書きであって、それを片仮名に書き改めたのであって、「転写」の作業が均質ではない証拠にはなっても、寛親本が漢字片仮名交り文の表記上の影響を受けたことにはならないという事を意味するものではないと考えられる。

最後に『古今和歌集』が、なぜ片仮名に書き改められたのかについて考えたいが、現段階ではその理由は推測の域を出ない。鎌倉時代以降になると、『古今訓点抄』や『古今伝授資料』と呼ばれるものに、いくつも片仮名で記された資料が見いだされる。また、平仮名本の『古今和歌集』の中にも、『右衛門切』やそのほかの古写本に片仮名で注を加えたものや、異本の和歌を書き入れたような例を見ることはできるが、すべてを片仮名で記したものはこの時代にはほとんどないといつてよい。

別の面から考えると、院政期から鎌倉時代にかけては、平仮名・片仮名共にかなり自由に表記されるようになった時期でもある。その中でも、築島裕博士が指摘するように平仮名と片仮名はそれぞれの機能が比較的明確になっていたと考えられる。機能の特徴を整理してあげると次のようになると考えられる。

〈／は相反する機能・は類似的な機能〉

平仮名↓美的／実用的な伝達

片仮名↓情報の蓄積・学際的

このような両者の違いが無意識にでも働いていたとしたら、単に美的価値を有するだけではなく、学問研究の資料として『古今和歌集』を捉えようとした意識が用字面で顕在化したのではなからうか。

## 七

最後にまとめとして、書写意識という面から考えてみたい。

平仮名と片仮名は平安時代初期あたりまでは、厳然とした区別はなく、共に訓点の注記に用いられたり、和歌を記すこともされてきた。それは、平安時代の訓点本や醍醐寺五重塔の修理の際に発見された落書をみれば明らかである。しかし、片仮名がそれ以上省略できないほど簡略化され、かつ、訓法が固定化してきた平安後期以降、片仮名は、おもに仏家・大学の学問的な場で僧侶・貴族の「情報の蓄積」のための手段に使用されるようになった。

一方、平仮名は平安時代中期には『土左日記』や『古今和歌集』を記すことができるまでに成長し、さらに後期から院政期



になると既知の情報(『古今和歌集』などの平仮名文)を、いかに美しい料紙にいかにも美しい文字で記すことができるかが関心の的となっていたと考えられる。そのために極端に草体化したり、「梅の花」を「うめのは／な」(／は改行部分)などとすることが平気で行われたのである。それは、情報を新たに蓄積する必要がなく、ただ単に美的関心を満足させることに集中していたためである。平仮名には、もう一つの役割があり、それは「情報の伝達」ということであつた。現存する書状はほとんどが、紙背に記されて残っている状態であるが平仮名書きである。平仮名は、美的な満足させることを目的に発達した一方で、相反する「実用的な」一面も有していたことになる。

このような性格付けが定まっていた(あるいは無意識のうちにも人々が感じていた)としたら、ある目的のために平仮名を片仮名に書き改めたり、その逆に片仮名を平仮名に変更するであらうことは考えられないだろうか。

本稿で主として取り上げた『古今和歌集』と『三宝絵』の二つの文献は、共に原姿は平仮名であつたと推定されている(『古今和歌集』は間違いなく平仮名であつたろう)。それが両者共通して片仮名に書き改められた本が現存している理由は、先に述べた二種類の「仮名」の性格に引きあてて考えられる。つまり、

表面的な「美しさ」や実用的な「伝達」を考えないならば、むしろ片仮名で記した方が良いという意識が働いて書き改めたのである。加えて片仮名は情報の蓄積という目的にも適う。『古今和歌集』の場合、この頃から「古今伝授」が重視されてくる事とも関係があろう。「家統」を重んじ、「家」の名誉をかけて「秘伝」を伝承するためには、片仮名の性格の方がふさわしいと思われたのであろう。しかし、片仮名で記すということ自体においてすでに書写する人物の意識の切り替えが行われていたために、「つかはす」を片仮名本には「遣」と書き改め、片仮名交り文においては一般的に使われる表記に引きずられたものと考えられる。

『三宝絵』は、内容が仏教説話集であり、仏典を引用したり、仏事に関することを記しているため「美しさ」という表面的な関心よりも、仏教に関する説話や仏事の教義・内容に関心が向けられて、「情報蓄積」のために早くから片仮名で写されたと考えられる。あるいは、学問を重視する仏家(僧侶)にとっての一般的な文字が片仮名であつたとも言える。つまり、貴族や女性の書記用言語から、自分達の日常的な書記用言語である片仮名へと「翻訳」を試みたのである。片仮名に書き改められた最初の姿は、観智院本『三宝絵詞』の上巻のような片仮名宣命体

であり、さらに転写される過程で複雑で難しい漢字は一般的で易しい漢字に、あるいは片仮名に書き改められ観智院本の中・下巻に見られる、漢字片仮名交り文の写本もできた。両者を取り合わせたような表記様式の本が、現存する観智院本『三宝絵詞』である。

一方で、美的関心から平仮名の本を親本として、美しい料紙に流麗な筆致で記したものが現存する名古屋市立博物館蔵『三宝絵』なのであろう。

「証本」作成のために写された古写本は、きわめて単純な字種の漢字しか使用されていないことが多い。美術品的な価値を認められている元永本『古今和歌集』のような写本は、それこそ美を表現するための漢字の使用であって、観智院本『三宝絵詞』の場合とは意識が異なっているのである。

日本語における漢字表記の問題を考えると、全部の漢字を対象に予め設定された枠組みでもって説明し、それでも残る部分については無視する、あるいは、「よみやすさ」のための表記という観点から説明可能なものだけを取り上げてそれ以外は言及しないという態度をとるか、この道以外に、従来の資料へのアプローチに加えて、使用されている文字と書写意識を検討して、さらに次善の説明を加えることが重要であると思われる。

注

1 小林芳規

「平安時代の平仮名文の表記様式Ⅰ・Ⅱ」（『国語学』四十四・四十五集 1961）

2 榎田良照

「古本説話集における漢字の用法について」（『佐賀大國文』9号 1981）

3 小松英雄

『仮名文の原理』（笠間書院 1988）

4 伊坂淳一

「藤原俊成の用字法・試論」（『学苑』577、578 1988）

名倉隆雄

「藤原俊成筆「廣田社歌合」における藤原定家の表記法との関連について」（『中央大学国文』第三十二号 1989）

5 築島 裕

『仮名』（中央公論社「日本語の世界」5 1981）

6 春日政治

『平安時代語新論』（東京大学出版会 1969）176頁

7 注1の論文に同じ。また、

久曾神昇

『古今和歌集成立論 研究編』（風間書房 1961）

にも詳細な論考がある。

8 浅見 緑

「片仮名本古今和歌集 上 解題」（『曼殊院蔵古今伝授資料第一巻 汲古書院 1990』）

- 9 用例は『高山寺本古往来 表白集』(高山寺典籍文書綜合調査団編 高山寺資料叢書第二冊 1972)による。
- 10 小林芳規 「法華修法百座聞書抄の表記についての検証」  
(王朝文学第八号 1963)
- 11 安田尚道 「三宝絵の漢字」(漢字講座5 明治書院 1988)
- 12 春日政治 『国語文体発達史序説』(春日政治著作集2 1983)
- 13 小林芳規 「高山寺蔵「三宝絵」詞章遺文」(鎌倉時代語研究第一輯 1991)

付記 本稿は、平成6年度 北海学園学術研究助成一般研究(課題名「文献言語資料の国語学的調査研究 副題…平安・鎌倉時代の日本語表記に関する研究」)による成果をまとめたものである。

# ON THE EFFECTS OF CHARACTERS ON ORTHOGRAPHY

TOKUNAGA Yoshitsugu

## SUMMARY

This paper examines the choice of Chinese characters in “Kokin-wakasyu” (poetry) and “Sanboe” (Buddhism story). Both texts had two styles of orthography: “Hiragana-bun” (a mixed writing of Chinese characters with “Hiragana” syllabary and “Katakana-bun” (that with “Katakana” one). The two styles of orthography were formed in the middle of the Heian period. While “Hiragana-bun” was employed in the “wabun” (a style based mainly upon Japanese) such as a poetry and a tale, “Katakana-bun” was used in the “Kanbun-kundoku” (a style influenced by Chinese) such as a Buddhism story. The two styles were different in the choice of Chinese characters. In the end of the Heian period, the two styles of orthography were confused, and employed in both the “Wabun” and “Kanbun-kundoku”, irrelevantly. For example, while some reprints of “Kokin-wakasyu” (poetry) were written in “Katakana-bun”, those of “Sanboe” (Buddhism story) in “Hiragana-bun”. However, regarding to the choice of the Chinese characters, some particular words in “Katakana-bun” were converted into Chinese characters, because of the effects of the “Kanbun-kundoku” style.